

消費生活センターに寄せられた 消費者トラブルです。ご注意ください！

《副業、もうけ話》



「消費者庁イラスト集より」



【事例】

「簡単にもうかる副業」というインターネットの広告を見て3,000円のマニュアルを購入した。購入した事業者から電話があり「有料プランに入らなければもうからない。高額なプランほど色々なサポートが受けられる」と言われ、65万のプランを契約した。指示通りにしたがもうからず、事業者と連絡も取れなくなった。

アドバイス

- ・簡単に儲かる話はありません。きっぱり断りましょう。
- ・友人や知人から勧誘されて断りにくいと思っても、必要の無い契約はきっぱり断りましょう。
- ・「お金がない」と言って断ると、クレジットカードでの決済や、学生ローン等の借金を勧められる場合があります。断る際は「契約しない」とはっきり断りましょう。

《美容医療、エステ》



「消費者庁イラスト集より」



【事例】

脱毛エステの無料体験後、30万円のコースを勧められた。お金がないと断ったが、「分割払いなら月額1万円でOK」などと言われ契約した。解約したい。

アドバイス

- ・「無料体験」などと言った甘い言葉には注意しましょう。
- ・契約前に本当に必要か冷静に考え、安易に高額な契約をしないようにしましょう。
- ・クレジット契約は借金です。手数料などもよく確認しましょう。
- ・エステ契約は1か月を超え、5万円を超える契約であれば、8日間はクーリングオフができます。

○ 前橋市

前橋市消費生活センター

〒371-0022 前橋市大手町二丁目12-1

電話 027-898-1755

《定期購入》

1回だけじゃ
ないの？



「消費者庁イラスト集より」

【事例】

ネット通販で「ダイエットサプリ初回限定500円」という広告を見て注文した。商品が届き、納品書に「次回お届け〇月〇日、代金7,000円」と書かれていた。1回だけのつもりで購入した。7,000円は支払いたくない。

アドバイス

- ・定期購入である旨や解約方法など、注文する前に販売サイトを隅々まで確認しましょう。念のため、最終確認画面を保存しておきましょう。
- ・低価格を強調する広告は特に詳細を確認しましょう。
- ・通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。
- ・解約のルールは、原則、通販サイトの規約に従うことになります。

《屋根修理、排水管清掃》

【事例1】

近所で工事をしているという男性が来訪し「お宅の屋根瓦がずれていますよ。後日、無料で点検をしましょうか。」と言われ、「お願いします。」と返事をした。家族から、「本当にずれているのか怪しい。」と言われた。



「消費者庁イラスト集より」

【事例2】

自宅に突然業者が訪問し「排水管の無料点検を行っている」と勧誘された。無料ならと、点検を依頼した。点検後、「詰まっている。早く高圧洗浄した方がよい。」と言われ、排水管を高圧洗浄され、代金22,000円はその場で支払った。

アドバイス

- ・突然訪問してきた業者に、安易に点検をさせないようにしましょう。
- ・点検後に修理の必要がないのに、「このままでは雨漏りする」「このままだと大変なことになる」などと不安をあおり、契約を急がせるケースもあります。その場では契約しないようにしましょう。
- ・自宅を建築した業者や、複数の業者から見積りを取りましょう。